

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立期間①のうち平成7年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月16日から同年11月1日まで
② 平成7年11月1日から8年10月23日まで

私は、申立期間①については、平成7年9月頃からA社で勤務していた。同僚の所持する給与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されており、私も同様に控除されていたと思われる。申立期間②については、7年11月からの同社に係る標準報酬月額が17万円となっているが、同社から20万円以上の給与が支給されており、厚生年金保険料の控除額も年金事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料より多く控除されていた記憶がある。申立期間①については厚生年金保険被保険者であったこと、申立期間②については正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、平成7年9月16日からA社で勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時、A社は、平成7年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本により、同社は、申立期間①前から法人の事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立人と同じB業務担当者として勤務していた同僚が保有する平成7年10月分の給与支給明細書で同年10月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人についても、同年10月の厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち平成7年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち平成7年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間②の遡及訂正処理前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時、当該期間において適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことから、社会保険事務所は、当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社に係るオンライン記録によると、申立人は、当初、当該期間の標準報酬月額を22万円記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった平成8年10月23日以降の同年10月29日付けで、当該期間の標準報酬月額を17万円に遡及して引き下げていることが確認でき、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚17人いずれについても、申立人と同様に標準報酬月額を遡及して引き下げていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本において、申立人は同社の役員ではないことが確認でき、かつ、複数の同僚は、いずれも、申立人はB業務担当者として勤務しており、社会保険に係る事務を行っていたのは別の同僚である旨の供述をしていることから、申立人が標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成8年10月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た

22万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間①のうち平成7年9月16日から同年9月30日までの期間については、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、7年9月16日からA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、平成7年9月にA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得している同僚及び申立人は、いずれも、給与支給明細書を保有しておらず、かつ、同社は既に閉鎖しており、当時の役員の所在も不明であることから、同社において同年9月の厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについて確認することができない。

このほか、申立人の平成7年9月16日から同年9月30日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成7年9月16日から同年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 557 (事案 17、330 及び 452 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 31 日から 55 年 10 月 1 日まで
新たに、A 社での在籍を証明する当時の同僚の証言を得たので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料を保有しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての記憶も無いこと、ii) 申立人の申立期間における雇用保険の被保険者資格の取得、喪失の時期は厚生年金保険の被保険者資格の取得、喪失の時期と一致していること、iii) 申立人は、申立期間を通じて国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付している等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、iv) 申立期間当時の上司の供述を聴取したが、委員会の当初の決定を変更するに至るものではないことから、平成 22 年 8 月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、再々申立において、v) 元同僚の供述を聴取したが、委員会の当初の決定を変更するに至るものではないことから、平成 23 年 5 月 19 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに申立期間当時における元同僚の供述を得られたので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして、再度申し立てている。

しかし、当該元同僚は、既に再々申立時に供述を聴取しており、今回の

聴取においても、申立人の申立期間における厚生年金保険の具体的な適用状況等について確認できないことから、当該元同僚の供述が委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 558 (事案 264 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 5 日から 4 年 5 月 1 日まで
新たに、平成 2 年 4 月から同年 5 月までの普通預金取引履歴明細表を入手したところ、申立期間前の勤務先からの入金額が約 30 万円であることが確認できた。年金事務所に記録されている A 社の標準報酬月額は 26 万円及び 30 万円となっているが、同社からは毎月 60 万円以上の給与が支給されており、申立期間前の勤務先より給与が低いのであれば県外に転職したりしない。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通預金取引履歴明細表の入金記録から、申立人が主張する 60 万円以上が入金されている時期があることは確認できるが、当時の事業主の妻及び元従業員から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたとする供述は得られないこと、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として、平成 2 年 4 月から同年 5 月までの普通預金取引履歴明細表を提出しているが、当該資料からは、申立期間の厚生年金保険料の控除額を確認できないため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から35年12月21日まで
A社を退社した後に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金の手続をした記憶も支給された記憶もない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記載されているページ及びその前後10ページに記載のある同性の記録のうち、申立人の資格喪失日前後5年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たすもの14人についてオンライン記録を確認したところ、9人に脱退手当金が支給決定されており、そのうち8人が6か月以内に支給決定されている。

また、A社で脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、退職するときに同社に手続をしてもらった旨の供述をしている上、他の同僚も、同社は脱退手当金の受給について確認していた旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがうない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。